

案件 1

自家用有償旅客運送の変更登録の申請について
(市町村運営有償運送：絹見バスについて)

鳥 取 市

市町村運営有償運送（絹見バス）が必要な理由

このたび市町村運営有償運送での運行を予定している地域は、鳥取市青谷町絹見・引地の2集落からなっています。人口は約130人で、そのうち約34%が65歳以上の高齢者であり、過疎化も進んでいます。

この地域は、路線バスが運行されておらず、一番近い路線バスのバス停まで約4～5km離れている、いわゆる「交通空白地域」となっています。

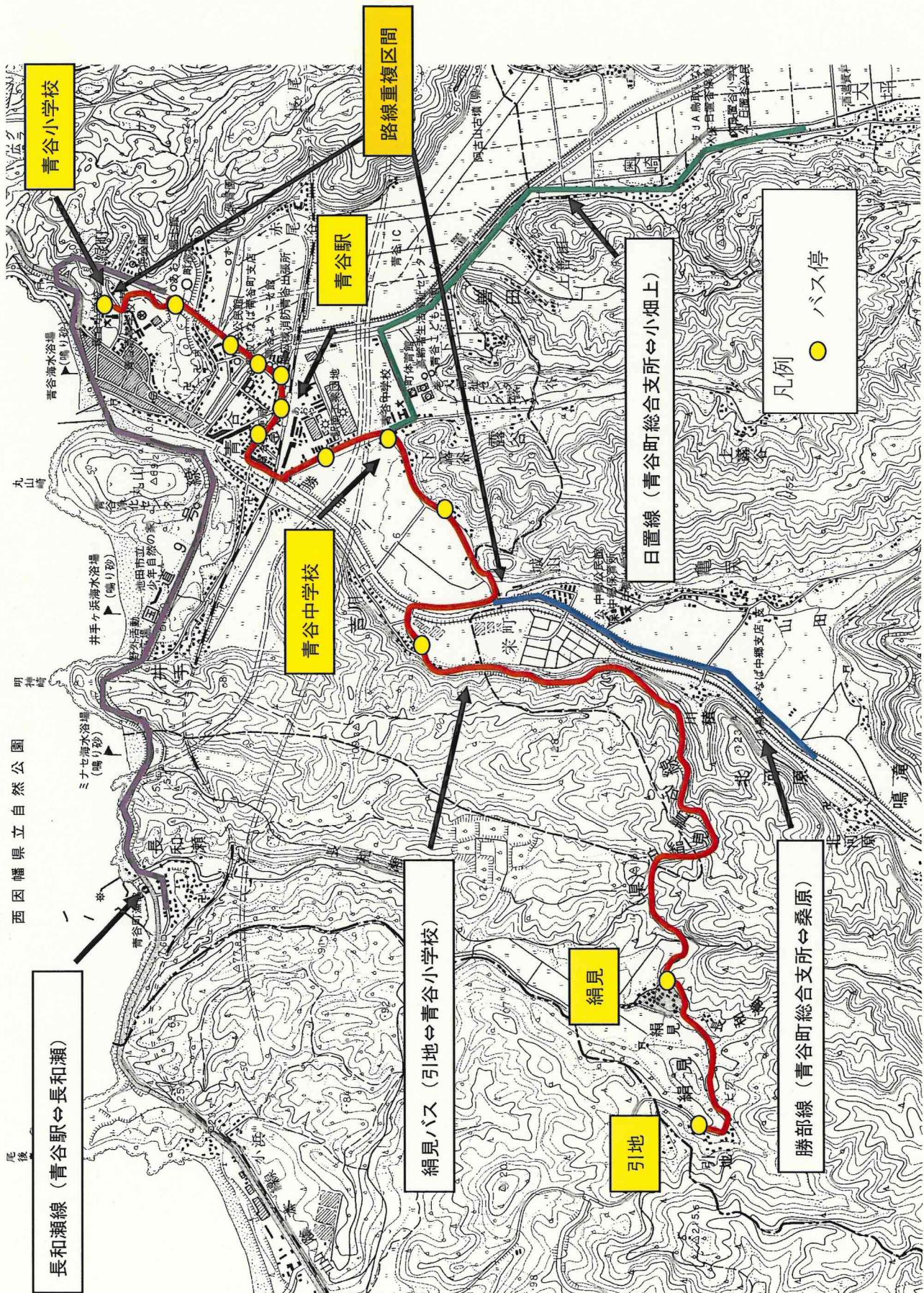
現在、小中学生の通学手段を確保するため市スクールバス（昭和52年から運行）が1日3便運行されていますが、高齢者等の通院、買物など生活交通の確保も急務となっています。

そこで、本年4月から小中学生のスクールバス機能の維持及び高齢者等の通院、買物等の生活交通を確保するため、一般の方も利用することが出来る市町村運営有償運送に運行形態を変更して絹見バスを運行しようとするものです。

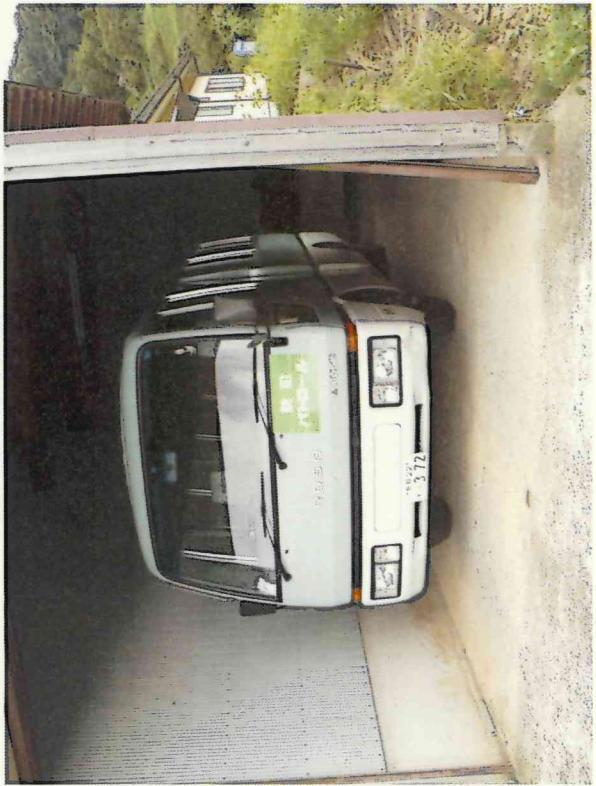
（経過等）

- 平成23年1月28日 青谷地域審議会で絹見バスについて説明
- 2月 4日 絹見バス運行について地元説明
- 2月22日 自家用有償旅客運送の変更登録の申請について、鳥取市生活交通会議で協議
- 2月25日 鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について2月定例市議会に提出
- 4月 絹見バス運行開始

絹見線運行経路 7. 7 Km



絹見バス運行車両について

現在運行中の市スクールバス		今回購入する車両
		 <p>■コミュニケーション GL 15人乗り・4WD 車種番号 ③ ④ (2WLD) ⑤ (4WD) 車幅 2,050mm 車長 5,380mm 車高 1,880mm 全幅 2,490mm 全高 2,285mm 定員 15人</p>
		 <p>4WD</p>
登録年	平成3年	—
寸法	全長 6,200mm、全幅 1,990mm、全高 2,490mm	全長 5,380mm、全幅 1,880mm、全高 2,285mm
定員	26人	15人

地域公共交通会議において合意を必要とする事項

合意を必要とする事項	新規登録	更新登録
<p>(1) 市町村運営有償運送の必要性 (新規登録の場合)</p> <p>当該地域の輸送状況等から、道路運送法第79条の4第1項第5号の規定に基づき、自家用有償旅客運送が必要であること。</p> <p><u>バス等の公共交通機関が不在の場合、又はバス等の公共交通機関のみによっては、住民に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合において、それらを補完するための手段として、当該地域における必要性が認められるものでなければならない。</u></p> <p>(更新登録の場合)</p> <p>法第79条の6第1項に規定する有効期間の更新の登録を行う場合には、引き続き、当該地域において自家用有償旅客運送が必要であること。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(2) 旅客から收受する対価 (規則第51条の15)	<input type="radio"/>	変更の場合のみ <input type="radio"/>
(3) その他必要と認められる措置 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村運営有償運送に使用する自動車の種類ごとの数 ・運転者に求められる要件 ・損害賠償措置、運行管理の体制、整備管理の体制 ・事故時の連絡体制、苦情処理体制 	<input type="radio"/>	変更の場合のみ <input type="radio"/>

○ 道路運送法

(登録の拒否)

第七十九条の四 國土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、國土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の國土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。

(旅客から收受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から收受する対価の基準は、次のとおりとする。

一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。

二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。

三 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調つてのこと。